○厚生労働省令第二十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第二十六号の三十五を第二十六号の三十六とし、第二十六号の二十九から第二十六号の三十四までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の二十八の次に次の一号を加える。

二十六の二十九　四―｛[三―［四―シアノ―三―（トリフルオロメチル）フエニル］―五・五―ジメチル―四―オキソ―二―スルフアニリデンイミダゾリジン―一―イル｝―二―フルオロ―N―メチルベンズアミド（別名エンザルタミド）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第四十七号の十一を第四十七号の十二とし、第四十七号の五から第四十七号の十までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の四の次に次の一号を加える。

四十七の五　（四R・一二aS）―九―｛[(一一・四―ジフルオロフエニル）メチル］カルバモイル｝―四―メチル―六・八―ジオキソ―三・四・六・八・一二・一二a―ヘキサヒドロ―二H―ピリド［一・二：四・五］ピラジノ［二・一―b］［一・三］オキサジン―七―オラート（別名ドルテグラビル）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五十号の六を第五十号の七とし、第五十号の五を第五十号の六とし、第五十号の四を第五十号の五とし、第五十号の三の次に次の一号を加える。

五十の四　三―［(一R・二R）―三―（ジメチルアミノ）―一―エチル―二―メチルプロピル］フエノール（別名タペンタドール）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第六十一号の十とし、第六十一号の六から第六十一号の八までを一号ずつ繰り下げ、第六十一号の五の次に次の一号を加える。

六十一の六　二―デオキシ―五―（トリフルオロメチル）ウリジン（別名トリフルリジン）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第六十九号の九を第六十九号の十とし、第六十九号の四から第六十九号の八までを一号ずつ繰り下げ、第六十九号の三の次に次の一号を加える。

六十九の四　ナタリズマブ及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七十八号の二十一を第七十八号の二十二とし、第七十八号の六から第七十八号の二十までを一号ずつ繰り下げ、第七十八号の五の次に次の一号を加える。

七十八の六　｛[(一R・二R・三aS・九aS）―二―ヒドロキシ―一―［(三S）―三―ヒドロキシオクチル］―二・三・三a・四・九・九a―ヘキサヒドロ―一H―シクロペンタ［b］ナフタレン―五―イル］オキシ｝酢酸（別名トレプロスチニル）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九十六号の二十四を第九十六号の二十五とし、第九十六号の十一から第九十六号の二十三までを一号ずつ繰り下げ、第九十六号の十の次に次の一号を加える。

九十六の十一　六―フルオロ―三―ヒドロキシピラジン―二―カルボキサミド（別名ファビピラビル）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「から五十六日まで」を「以上」に改め、同条第八項を削る。

第十四条第一項中「から二十八日まで」を「以上」に改め、同項ただし書中「あつては」を「あつては」に改め、同条第二項中「おおむね一年を経過した時期に」を「六月以上の間隔をおいて」に改め、同条第三項を削る。

第十七条第一項の表初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間にある者の項及び初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間にある者の項中「乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチン」の前に「生後十二月に至るまでの間に」を加え、「から五十六日まで」を「以上」に改め、同条第二項中「から十三月まで」を「以上」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあった者が、前項の初回接種を終了せずに生後十二月を超えた場合は、前項の初回接種に係る最後の注射終了後二十七日（医師が必要と認めるときは、二十日）以上の間隔をおいて、乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

○厚生労働省令第二十三号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二百三十二万六千円」を「二百三十八万円」に、同条第二号中「百四万八千円」を「百五万六千円」に改める。

第十七条第三項を削り、同条第四項中「令第一条の二第二項」を「予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。）第一条の二第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条第一項の表初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間にある者の項中「生後十二月」を「生後二十四月」に改め、同項方法欄に次のただし書を加える。

ただし、生後十二月を超えて第二回目の注射を行った場合は、第三回目の注射を行わないものとする。

第十八条第一項の表初回接種の開始時に生後七月に至った日の翌日から生後十三月に至るまでの間にある者の項対象者欄中「生後十三月」を「生後十二月」に改め、同項方法欄中「生後十三月」を「生後二十四月」に改める。

第十九条第一項中「から二月半まで」を「以上」に、「から十二月まで」を「以上かつ二回目の注射から二月半以上」に改め、同条第二項を削る。

附則第五条第三項中「から二十八日まで」を「以上」に改め、同条第四項中「おおむね一年を経過した時期に」を「六月以上の間隔をおいて」に改め、同条第六項を削る。

附則第六条を削り、附則第七条を附則第六条とする。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。